



# 運営権者収受額等の定期改定について

---

令和6年4月  
宮城県企業局水道経営課

# 1. 運営権者収受額の定期改定の概要（実施契約書 第55条）

- 実施契約書に基づき、各料金等の改定日である令和6年4月1日に運営権者収受額の改定を行うもの。
- 県が市町村から徴収する料金等（※）の改定については、令和5年9月県議会において議決済み。
  - ※ 水道料金及び下水道維持管理負担金

## <運営権者収受額の定期改定の概要>

➤ **対象事業** : 水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業

➤ **対象期間** : 水道用水供給事業、工業用水道事業

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

流域下水道事業

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

※ 令和7年4月1日以降については、県が市町村から徴収する料金等の改定状況を踏まえ改定予定。

## 2. 運営権者収受額の定期改定のルール（1）



- 運営権者収受額の金額と改定ルールは実施契約書に規定。
- 運営権者収受額の改定は、需要変動（契約水量の見通し等）や、物価変動等（日銀物価指数等の指標）に限定される。

【算出式（定期改定の場合）】 実施契約書 別紙10-3

**改訂後の月次運営権者収受額** = 月次運営権者収受額 × 変動指標

変動指標 = ( **a** × 需要変動比率 × 物価変動比率 )  
+ ( **b** × 物価変動比率 ) + **c**

**a** : 薬品費、動力費及び廃棄物処理費の費用構成割合の合計値

**b** : 人件費、修繕費、保守点検費、償却費、資産減耗費及びその他営業費用の費用構成割合の合計値

**c** : 公租公課及び事業報酬の費用構成割合の合計値

# 3. 運営権者収受額の定期改定のルール（2）

## ➤ 参照される物価指標

物価指標①：宮城県が公表する名目賃金指数（宮城県，電気・ガス・熱供給・水道業，30人以上）

物価指標②：日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（無機化学工業製品）

物価指標③：日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（電力・ガス・水道）

物価指標④：日本銀行が公表する消費税を除く企業向けサービス価格指数（総平均）

物価指標⑤：国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（税抜）（上・工業用水道）

## ➤ 需要変動比率：

直後に到来する料金期間における水量見込 ÷ 当初長期水量見込のうち、直後に到来する料金期間に対応する部分の水量見込

## ➤ 物価変動比率：

- 人件費**の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標①の平均値÷令和2年度の事業年度1年間における物価指標①の平均値）
- + **薬品費**の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標②の平均値÷令和2年度の事業年度1年間における物価指標②の平均値）
- + **動力費**の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標③の平均値÷令和2年度の事業年度1年間における物価指標③の平均値）
- + **修繕費、保守点検費、廃棄物処理費、資産減耗費**及び**その他営業費用**の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標④の平均値÷令和2年度の事業年度1年間における物価指標④の平均値）
- + **償却費**の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標⑤の平均値÷令和2年度の事業年度1年間における物価指標⑤の平均値）

# 4. 定期改定後の月次運営権者収受額（実施契約書別紙3）

（金額：円）

事業種別	事業名	定期改定前	定期改定後	変動指標	比率	
					需要変動	物価変動
水道用水供給事業	大崎広域水道用水供給事業	112,052,031	113,898,542	1.016	1.013	1.017
	<b>改訂前との差額</b>		<b>+1,846,511</b>			
	仙南・仙塩広域水道用水供給事業	119,270,785	121,770,225	1.021	1.069	1.017
	<b>改訂前との差額</b>		<b>+2,499,440</b>			
工業用水供給事業	仙塩工業用水供給事業	19,778,905	20,156,863	1.019	0.999	1.021
	<b>改訂前との差額</b>		<b>+377,958</b>			
	仙台圏工業用水供給事業	10,856,952	11,195,132	1.031	0.988	1.038
	<b>改訂前との差額</b>		<b>+338,180</b>			
	仙台北部工業用水供給事業	4,288,890	4,311,408	1.005	0.969	1.006
	<b>改訂前との差額</b>		<b>+22,518</b>			
下水道事業	仙塩流域下水道事業	108,326,251	112,333,687	1.037	1.046	1.025
	<b>改訂前との差額</b>		<b>+4,007,436</b>			
	阿武隈川下流域下水道事業	104,919,259	109,038,850	1.039	1.065	1.024
	<b>改訂前との差額</b>		<b>+4,119,591</b>			
	鳴瀬川流域下水道事業	14,107,732	14,380,228	1.019	0.995	1.024
	<b>改訂前との差額</b>		<b>+272,496</b>			
	吉田川流域下水道事業	38,030,181	38,870,959	1.022	1.020	1.019
	<b>改訂前との差額</b>		<b>+840,778</b>			
<b>9事業合計</b>		<b>531,630,986</b>	<b>545,955,894</b>			
<b>改訂前との差額</b>		<b>±0</b>	<b>+14,324,908</b>			

※ 変動指標等は簡易的に小数点以下3桁で表示している

## 5. 流域下水道事業における料金期間上限金額の定期改定の概要（実施契約書 第39条）

- 実施契約書に基づき、定期改定実施年度の属する料金期間に適用される料金期間上限金額の改定を行うもの。
- 料金期間上限金額の改定に伴い、事業期間中に実施する流域下水道事業における改築業務に要する費用の総額も併せて変更される。

### <流域下水道事業における料金期間上限金額の定期改定の概要>

- **対象事業** : 流域下水道事業
- **対象期間** : 流域下水道事業

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

※ 令和7年4月1日以降については、県が市町村から徴収する料金等の改定状況を踏まえ改定予定。

## 6. 流域下水道事業における料金期間上限金額の改定ルール

- 流域下水道事業における料金期間上限金額の改定ルールは実施契約書に規定。
- 流域下水道事業における料金期間上限金額の改定は、物価変動（国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（下水道））に限定される。

【算出式】 実施契約書 別紙9-3

**改定後の料金期間上限金額** = 提案書類に記載された料金期間上限金額  
× **変動指標**

**変動指標** = 直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標（**a**）の平均値  
÷ 令和2年度の事業年度1年間における物価指標（**a**）の平均値

**a** : 国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（下水道）

## 7. 流域下水道事業における改築業務に要する費用（総額）（実施契約書別紙3）

（金額：円）

事業種別	事業名	定期改定前	定期改定後	変動指標
下水道事業	仙塩流域下水道事業	12,322,055,710	12,828,085,560	1.034
	改訂前との差額		+506,029,850	
	阿武隈川下流流域下水道事業	7,124,795,727	7,347,036,471	
	改訂前との差額		+222,240,744	
	鳴瀬川流域下水道事業	1,557,815,000	1,612,378,792	
	改訂前との差額		+54,563,792	
	吉田川流域下水道事業	4,993,848,333	5,190,639,636	
	改訂前との差額		+196,791,303	
4事業合計		25,998,514,770	26,978,140,459	
改訂前との差額		±0	+979,625,689	

※ なお、上記金額は、定期改定後（令和6年度）の流域下水道事業における改築業務に要する費用の総額（上限金額）を示したものである。

※ 変動指標等は簡易的に小数点以下3桁で表示している